

当院を受診される方へ

当院は、令和2年9月1日付にて三重県より「地域医療支援病院」の承認を受けました。このため、下記の通り初診時及び再診時選定療養費の徴収が義務化されましたので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年9月1日より実施 ▼

初診時選定療養費

初診時に、他の医療機関からの紹介状を持たずに当院を受診される場合、通常の診療費とは別にご負担いただく費用

5,500円(税込)

再診時選定療養費

病状が安定し、当院から他の保険医療機関への紹介を申し出た後に、患者さんの意思で引続き当院の受診を希望する場合、通常の診療費とは別に再診の都度ご負担いただく費用

2,750円(税込)

救急、公費負担医療制度の受給対象、当院で同一傷病を継続して治療されているなどの場合は、選定療養費をご負担いたしません。初診の際は、かかりつけ医などの医療機関からの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

地域医療支援病院とは？

地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関として、知事が承認します。

桑員地域では当院が初の地域医療支援病院となります。

かかりつけ医とは？

「かかりつけ医」とは、地域の医院・診療所の先生のことです。ちょっとした体調不良や風邪など日常的な病気のとくに気軽に相談でき、自分の体の状態を把握してくれる身近な主治医です。

医療機関にはそれぞれ役割分担があり、当院は、地域の「かかりつけ医」の先生方と連携して地域の医療を守っています。まずは「かかりつけ医」に受診いただき、患者さんの容態に応じて「かかりつけ医」から紹介いただくことで、検査や入院など適切な治療を受けていただくことができます。

また、病状が安定したときは、再び「かかりつけ医」に戻って、受診していただけます。

選定療養費とは？

初診時・再診時選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院やかかりつけ医で、高度・専門医療は 200 床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

また、地域医療支援病院に紹介状を持たずに受診される場合、健康保険の自己負担分とは別に患者さんにご負担いただくことが、厚生労働省から義務づけられています。

これらに
該当する方は
選定療養費を
いただきません

- ・かかりつけ医等からの紹介状をお持ちいただいた場合
- ・救急搬送による受診の場合
- ・公費負担医療を受給している場合(特定疾患・生活保護・原爆など)
- ・健診の結果、精密検査が必要となった場合
- ・当院の他の診療科にて継続診療中の場合(歯科口腔外科を除く)
- ・労災、交通事故、自費診療の場合